



ECU WORLDWIDE (JAPAN) LTD.

2018年07月20日

お客様各位

インドネシア向け TAX ID & HS CODE記載のお願い

拝啓

貴社益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

平素より弊社サービスを御利用頂きまして、誠に有難うございます。

この度、インドネシア税関の新ルールNO.158/PMK.04/2017 に基づき、インドネシア向け貨物はB/L 面上にTAX ID 及びHS CODE の記載が義務化される事になりました。

記載されていない場合、現地での通関及び貨物引渡し時に支障をきたす可能性がありますので、D/R上に下記項目を記載いただきますようお願いいたします。

記

- 【適用開始日】 2018年5月23日現地到着分より
- 【対象貨物】 インドネシア向けのLCL及びFCL貨物
- 【記載事項(LCL)】
- ①Consignee 様のTAX ID NO.(NPWP NO.)
Consignee 欄に記載をお願いします。
Consignee:To Order の場合は、Notify 欄へNotify Party の
TAX ID NO.の記載をお願いいたします。
 - ②HS CODE (6 桁以上)
Description 欄に記載して下さい
HS CODE が複数の場合、代表的な番号を5 種類まで記載して
下さい

※ FCL のTAX ID NO./HS CODE 記載方法については、使用船社の規定に準じます。

お客様には大変お手数をお掛け致しますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

なお、ご質問等ございましたら、最寄りの各支店・営業所までお問い合わせください。

東京
03-5643-3600

名古屋
052-269-2866

大阪
06-6120-6221

福岡
092-600-1091

www.ecuworldwide.co.jp